

# 上野事務所ニュース

29年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

<http://www.sr-ueno.com/> E-mail [ueno@athena.ocn.ne.jp](mailto:ueno@athena.ocn.ne.jp)

## 協会けんぽの 健康診断につ いて

協会けんぽでは、35歳以上75歳未満の被保険者（本人）を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40歳以上75歳未満の被扶養者（ご家族）の方を対象にした「特定健康診査」を行っています。1月上旬のデータを基に、3月下旬頃から健診の案内を送付しています。

これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担します。この場合でも、年1回会社に義務付けられている安全衛生法上の定期健康診断の内容を満たします。

### ◆申込から受診までの流れ

#### (1)生活習慣予防健診（被保険者本人）

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行います。
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入します（退職された方、受診しない方には二重線を引きます）。1月上旬以降に入社した方で、受診を希望される場合は一覧表に追記します。
- ③協会けんぽに申込書を郵送します。（この際にコピーをとり控えをとっておきます。）
- ④「健康保険証」を持って健診を受けます。
- ⑤健診結果は、原則個人ごとに親展で健診機関から事業所宛に送付されます。健診機関によっては会社用に受診者の健診内容の一覧表を

送付している場合もあるようです。  
(2)特定健康診査（被扶養者）

- ①1月上旬までに扶養となっている対象被扶養者の方に、4月上旬から特定健康診査受診券が被保険者の住所に届きます。1月上旬以降に扶養となった対象被扶養者で、受診を希望される場合は、申請書で申込みをすると受診券が送られます。
- ②受診希望の被扶養者は、健診実施機関に本人で申し込みをします。
- ③「健康保険証」と「受診券」を持って健診を受けます。
- ④検診結果が被保険者の住所に送付されます。

## 社会保険の現物 給与の価額の改 定について

平成29年4月より、現物給付の価額が改定されました。社会保険で標準報酬月額を決める際の報酬とは、賃金、給与、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として受ける全てのものをいいます。これは金銭に限らず、現物で支給される食事や住宅なども含まれます。

現物給与を支給する場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額（告示額）」で通貨に換算して報酬に算入します。

### 【食事の現物給与】

食事で支払われる報酬について、その一部を被保険者が負担している場合は、現物給与の価額から負担分を差し

引いた額を算入します。ただし、下記のように被保険者が告示額の2/3以上を負担する場合は、現物給与はないものとして取り扱います。

(千葉県の場合)

①1ヶ月当たりの現物給与(食事)の告示額 19,500円

②1ヶ月当たりの食事代の徴収額 13,000円

③①の3分の2の価額(①×2/3) 13,000円  
13,000円 - 13,000円 = 0円

食事代の徴収額 ≥ 現物給与価額 2/3 の価額の場合は、報酬に算入しません。

### 【住宅の現物給与】

被保険者が家賃の一部を負担している場合は、告示額から被保険者負担分を差し引いた金額を現物給与として取り扱います(食事の現物給与のように2/3以上という要件はありません)。

具体的には、千葉県における住宅の賃与によって受ける利益は、告示額で1ヶ月につき、1畳あたり1,700円と決められています。社宅の広さが6畳である場合の告示額は10,200円です。家賃として1ヶ月当たり5,000円を徴収している場合、差額の5,200円を現物給与として報酬に算入します。

(千葉県の場合)


6畳×1,700円 - 5,000円 = 5,200円

### 子ども・子育て 拠出金率の改 定について

平成29年4月分  
(5月31日納期限)から、子ども・  
子育て拠出金率が

1000分の2.0⇒1000分の2.3  
(0.23%)に改定されます。

### Q&Aなぜなにどうして?

 **Q**; 当社で自転車通勤の者が、会社の敷地内の駐輪場で、他の自転車を倒した際に左手の指を骨折しました。始業前の事故なので通勤災害でしょうか。それとも、事業所内での災害なので業務上の

### 災害でしょうか?

**A**: 今回のケースは、会社の敷地内での負傷ですので、通勤災害ではなく、業務上の災害となります。

一般に、通勤災害として労災保険の保護の対象となる通勤の範囲とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くもの」とされています(労災保険法第七条第二項)。

ご質問の災害が通勤災害と認められるためには、「住居と就業の場所との間」で発生したものであるかがポイントになります。具体的には、出勤の始点は、例えばアパートなどの場合には、アパートの部屋のドアを一步出た地点であり、玄関と敷地との間に庭などがある住居の場合には、敷地を完全に出た地点から出勤行為が始まったと解されます。一方、出勤の終点となるのは、労働者が業務を開始する場所をいいます。具体的には、玄関などの出入り口については、不特定多数の者が通行するの否かで通勤行為が終わったかどうか判断されます。

ただし、会社が月極めなどで契約している駐車場の取り扱いと会社敷地内の駐車場の扱いは、次の点で異なりますので注意が必要です。契約している駐車場では、契約している駐車スペースが会社の敷地であるとみなされますので、駐車スペースを出てから、会社敷地内へ入るまでの怪我については、通勤途上とみなし通勤災害となります。

今回は、会社の敷地内で負傷されたということですから、すでに事業主の支配下にあったと解されます。自転車を倒すことは通常起こり得る災害ですし、業務付随行為中の災害であるといえますので、積極的な私的行為がなければ業務上の災害となります。